

山梨県公報

第千六百四十号

平成十八年

二月十三日

月 曜 日

目次

保安林の指定の解除の予定……………六五

都市計画事業の事業計画の変更認可……………六五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………六五

開発行為に関する工事の完了について……………六七

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………六七

告示

山梨県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一

項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

公告

- 一 施行者の名称
都留市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
都留市計画公園事業六・五・一号都留市総合運動公園
- 三 事業施行期間
昭和五十六年一月十二日から平成二十一年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 変更
 - 2 使用の部分 なし

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年一月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社マツザワ建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上粟生野五百十七番地
 - 3 代表者の氏名 松澤一孝
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第二二二二号
- 四 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月二十五日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年一月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小野建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市緑が丘一丁目二番四号
 - 3 代表者の氏名 小野薫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一二)第一三四八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年一月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 深松工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市市川千二百二十六番地
 - 3 代表者の氏名 深松英幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第五一八四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年一月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 池川工業有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市七保町下和田千六百七番地三
 - 3 代表者の氏名 池川幸男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五四八〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年一月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社光徳建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市上宮地千二百十八番地
 - 3 代表者の氏名 依田光鐘
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五五五七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年一月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 三恵電工
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原千六百七十番地二
 - 3 代表者の氏名 久島均
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第七九八八号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十八年二月十三日

- 一 処分をした年月日 平成十八年一月十日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 吉田土木
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市清哲町樋口六百二十二番地
 - 3 代表者の氏名 吉田仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八四六三号
- 四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
 平成十八年二月十三日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦
 甲斐市竜王字新堰下三〇〇七の一〇及び三〇〇七の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南巨摩郡鵜沢町七百三十一番地三 野中英男・野中美砂子

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十八年二月十三日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 南巨摩郡鵜沢町字起シ五六、五七、六二、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二、六四の五、六四の七及び八八の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南地域振興局市川建設部及び鵜沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 南巨摩郡鵜沢町二十三番地 原田貞夫

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成十八年二月十三日 山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 中巨摩郡田富町白井阿原字五丁田七九八の一、七九八の九、七九八の一〇、七九八の一及び七九八の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市山宮町二千九百二十五番地四 有限会社大建ホーム 代表取締役 島田稔

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番